

政府備蓄米の無償交付(こども食堂、こども宅食への支援)

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、**学校給食の補完機能を果たす「こども食堂」**に加え、子ども食堂に集まりにくい中で、**子育て家庭に食材を届ける「こども宅食」**の取組が拡大しています。
- 学校給食における**ごはん食の拡大を支援**してきた**無償交付制度**の枠組みの下、こども食堂等やこども宅食においても食育の一環として**ごはん食の推進を支援**します。

事業内容

〔こども食堂〕

- **ごはん食を提供するこども食堂(食事提供団体)の取組**に交付。
- **食事提供を行う場所**で、**こどもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組**を行うことが**条件**。(食事提供団体ごとに、一申請当たり120Kgを上限に交付)

〔こども宅食〕

- **食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体(食材提供団体)の取組**に交付。
- **ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組**を行うことが**条件**。(食材提供団体ごとに、一申請当たり450Kgを上限に交付)
- **交付対象者** ※以下の要件を満たした団体

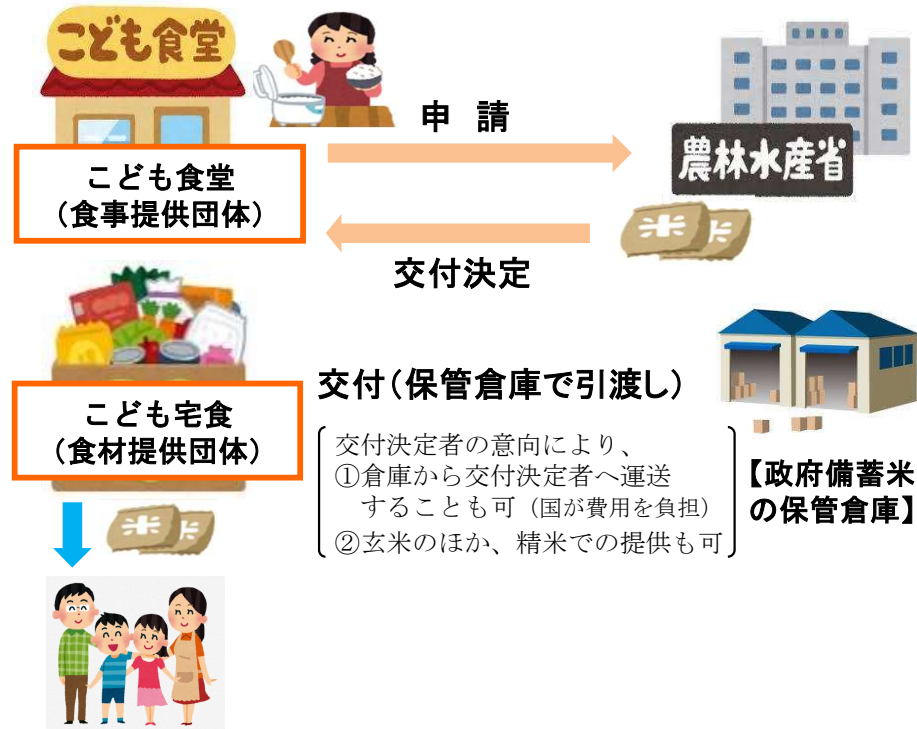
- ・「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」
- ・「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」

申請方法

- 農林水産本省又は地方農政局等へ申請。

- ※ 中間団体が取りまとめて交付申請書を提出することも可能。(交付は、各食事提供団体等に対して直接交付。)
- ※ 交付された政府備蓄米について、交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請が可能。
- ※ 同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合、それぞれの活動単位での申請が可能。

事業スキーム



※本事業の内容については、以下までお問い合わせください。
申請様式等、詳しくはこちら▶▶



お問い合わせ先

担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦流通加工対策室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6223
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653